

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2, 3, 4号機及び大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画 (A型及びB型燃料体))【1】」

2. 日 時：令和4年1月20日(木) 15時00分～16時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階北会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、  
岩野審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 燃料技術グループ マネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

資料：

- ・資料-1 美浜3号機、高浜発電所第1～4号機、大飯3、4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料-2 美浜発電所第3号機、高浜発電所第1～4号機、大飯発電所第3号、4号機設計及び工事の計画の認可申請(A型及びB型燃料体)に関する確認事項

以下のホームページ掲載済みの資料についても使用

- ・美浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書(15行15列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・美浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書(15行15列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書(15行15列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書(15行15列B型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書(15行15列A型燃料集合体(ウラン燃料))(2021年11月26日申請)

- ・高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書（15行15列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
- ・美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（15行15列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
- ・美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（15行15列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
- ・高浜発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
- ・高浜発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
- ・大飯発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
- ・大飯発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、原子力規制庁の岩野です。それでは、美浜 3 号機、高浜、1 号機から 4 号機、大飯、大飯 34 号機の
0:00:13	燃料体に係る設計及び工事計画の認可申請に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:19	それでは、事前に関西電力の方にお渡ししている確認事項。
0:00:26	これに沿って、ヒアリングを始めたいと思います。
0:00:29	それではまず、ナンバー確認事項のナンバー1 のところをお願いします。
0:00:36	難波です。はい。
0:00:39	すみません関西電力の方から何かありますでしょうか。
0:00:42	特にございません。よろしく願いいたします。はい。よろしく願いいたします。
0:00:48	それでは、ナンバー1 のところですね。
0:00:51	衛藤技術基準、技術基準規則の 23 条に係る基本設計方針のところについてなんですけども。
0:00:58	基本設計方針の書き方として、今、提出されている 14 件の申請は、幾つのパターンに分けられるのか。
0:01:06	ここをまず説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:01:11	はい。関西電力の松井でございます。
0:01:14	パターンにつきましては、6 パターンございます。
0:01:19	パターンの考え方につきましては、まず、燃料の型式、
0:01:24	15 型、17 型というので、まず分けられます。
0:01:29	で、15 型がM3P1 人。
0:01:32	17 型がB34534。
0:01:35	そういったまず分類がございます。
0:01:38	さらに、17 型のP34534 については、燃焼度が 4 万 8004 万 8000 メガワットデパートのものと、5 万 5000 メガワットデパートのものに分けられます。
0:01:52	したがいまして、今の三種類、
0:01:55	分類があると。
0:01:57	さらに、
0:01:58	A型B型、いわゆる原子燃料工業製のものと、三菱原子燃料製の燃料の 2 種類がございます、3×2 ということで、6 種類の基本設計方針がございます。
0:02:15	まずパターンにつきましては、すみません 6 パターンということになりますけども、はい、ありがとうございます。規制庁の今野です。ありがとうございます。今、6 パターンということで説明いただいたんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	そのパターン、そのパターンの中では、基本設計方針の書き方、23 条の炉心に係るところの基本設計方針の書き方は全く同じという理解でよろしいですよ ね。
0:02:39	ちょっとか、ちょっと違うところがあるとかではなくて、全く同じですとそういう理 解でよろしいですか。
0:02:51	その理解ではいい、結構です。
0:02:53	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。
0:02:56	次ですねまた書きのところなんですけど、基本、
0:03:04	すいません。そうするとですね、美浜 3 号機の方をまずは我々確認していて、 それと他の 13 件の申請にどういう違いがあるかっていうところで、
0:03:16	今確認を進めているところなんです。衛藤を聞きたいのは美浜 3 号機の方 の基本設計方針と比べて、基本設計方針のどういう、どの部分にどういよう な違いがあるかっていうところを、
0:03:29	もしパターンごとに、個別に違いがあるのであれば説明していただけますでし ょうか。
0:03:36	はい、承知いたしました。ちょっとここ、具体的な話になりますのでお送りしてい る資料 1 ですかね概要説明資料をお開きいただけますでしょうか。
0:03:51	規制庁の今野です。はい。江藤。準備できております。はい、ありがとうございます ます。右肩、7 ページをご覧ください。
0:04:03	こちら大井の 17 行 17 列の方燃料集合体の基本設計方針になります。
0:04:11	で、前村さんを見たときの違いとしましては、こちらの大飯 34 号機は、5 万 5000 円の燃焼度の燃料でございまして、
0:04:23	記載としましては、1 ポツ 1 燃料体の庄野ですね、中ほど(5)がございまして ども、その季ぼつの下、ちょうど下のところに、
0:04:35	ジルコニウム合金燃料被覆材はと始まる文章がございまして。
0:04:41	で、こちらにつきましては、5 万 5000 円の燃料の、記載。
0:04:47	5 万 5000 円のみに入っている記載でございまして。
0:04:50	すなわち、江村さんの方にはこの記載が入ってございまして。
0:04:55	ただし、4 万 8000 燃料、先ほどパターンのうち 4 万 8000 燃料に相当する燃 料の記載については、この記載とは別の記載。
0:05:05	になってございまして。
0:05:07	具体的にはですね、次ジルコニウム合金燃料被覆材は次のいずれにも適合 する設計とするという記載が書かれてございまして。
0:05:19	まずは、その違いが一つ 1 点ございまして。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:23	で、もう1点、額M3A型と異なるということについては、このですね右肩8ページ、概要説明資料の右肩8ページをご覧ください。
0:05:38	右肩、8ページの左のですね、燃料材、燃料被覆材部単線以外の燃料体の部品また始まる文章の(5)。
0:05:48	こちら、コイル張りにあってはばね定数がと書かれているその数値。
0:05:55	こちらにつきましては、M3A型と比べると、残りのパターンといいますかね、そのパターンはすべて異なります。
0:06:04	で、もう一つ、同じ扱いのものがございまして、
0:06:09	下の燃料3次のいずれにも適合する設計とするという。
0:06:14	文章が始まる(9)。
0:06:17	ヘリウム数は次の通りであることの、二酸化ウラン燃料要素の数値、ガドリニア混合二酸化ウラン燃料の数値、
0:06:26	については、F3A型等すべて異なると、残りパターン5パターンについては異なる。
0:06:33	記載となっております。
0:06:34	以上でございます。
0:06:42	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。すいません少々お待ちください。
0:06:48	はい。
0:09:41	そうですか。
0:09:44	すいません規制庁の今野ですお待たせしました。今説明していただいたコイルばねのところと、あとヘリウム活用というところは、これは
0:09:53	技術基準規則解釈の別記中にはないものが、基本設計方針の中に書かれているという理解でよろしいですかねそれともちょっと見え違うんですかね。すいません説明の方お願いします。
0:10:07	報告する通り技術基準規則の解釈には書かれていないものでございます。
0:10:15	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。それは基準には書かれていないけれども、基本設計方針の中に、下、わざわざスペックとして書いている理由とか、
0:10:27	ていうところをちょっと説明していただけますでしょうか。
0:10:33	はい関西電力の松井ですけども、えっとですね、この設工認を作成するにあたっては、要はメーカーが今まで出した設認、
0:10:44	の本部、
0:10:45	要は設工認に落としに行くと。
0:10:49	いう、裾思想で作っているものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:54	で、それに当たります、こういった要目上であつたり、そのいわゆる設備の本文にそういったことをちりばめておるんですけども。
0:11:03	そこの整理と、施設工認から設営障害施設人から、設工認に落とすにあつて整理をしまして、その整理の結果、ばね定数と、ひるむ活用については、基本設計方針に書くことにしたものです。
0:11:20	規制庁の岩野です。すいません。どういう理由でっていうんすかねどういう整理をされて、基本設計方針の中に入れなければならなかったかっていうところって、簡単に説明できますでしょうか。難しいですかね。
0:11:37	関西電力の松井でございます。こちらですねすでに認可いただいているですね
0:11:45	いわゆる方の輸入飛び方も複数の審査の中で、そういった議論はしてございまして、補足説明資料の方に
0:11:55	今のような整理は、考え方含めて記載してございます。
0:12:02	規制庁の今野です。補足説明資料、今回申請されている補足説明資料ということですよ。それでよければ、
0:12:10	ウラン燃料体の補足説明資料ですか輸入欄の方の補足説明じゃないですか。
0:12:16	向の揺れてますし、今回の今回補足説明の範囲。
0:12:22	載せております。承知しました。例えばですね美浜の補足説明資料だと何ページに書いてあるとかっていうところを今、示していただけますでしょうか。
0:12:34	少々お待ちください。
0:12:59	関西電力の松井でございます美浜のですね、補足説明資料としまして補足説明資料の3。
0:13:07	に記載してございます。
0:13:14	すみません規制庁の今野です。通し番号で言うと何ページになりますでしょうか。
0:13:19	動いてない。
0:13:22	投資は、
0:13:24	ないんです。
0:13:26	すいません規制庁の伊ワノですわかりました。
0:13:32	すいません。あと関西電力の岡ですけれども、少し補足いたします。補足説明資料3号、目次の次のページに1というところがあつてですね1ページ目、ここが、
0:13:44	旧設認等セキ公認所の記載の差分をまず洗い出しています。で、その次のページからですねこれをどういうふうにと落とし込んでいくかみたいなのが、最終的に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:57	すごく小さな字でエクセルの表がついてるA3の表がついてると思うんですけども、ここの中で、今まで書いていた項目は、ここで書きましょうというホシトリをすべて整理しております。ですのでこの、
0:14:11	エクセルですべて項目が網羅されております。以上になります。
0:14:23	はい。規制庁の岩野です。承知しました。わかりました。この補足説明資料の3つというところの、
0:14:31	を見れば、わかるということですね。
0:14:37	そうですね。
0:14:39	もし具体的なところと言いますとですね、補足説明資料の添付2というものの2分の2ページ。
0:14:49	はい。はい。ございまして、二酸化ウラン燃料要素という部材、
0:14:56	の初期ヘリウム圧力というのが、保守、すごい小さい字で書いてまして、そこには設工認本部の基本設計方針記載しますよと。
0:15:07	いう説明が書かれていると思います備考のところに、
0:15:14	はい。規制庁の今野です。今の、今説明していただいたページは確認しまして、どういう理由で、基本設計方針に、
0:15:24	記載しなければならないのか、もしくはその記載することに決めたのかっていう、そこについては説明がこんな特に、
0:15:32	書かれてないように見えるんですけども、そ、そういうところはどうですか。
0:15:39	関西電力の宇野でございます。
0:15:43	基本的な考え方としまして、説明の半分にございまして、記載の内容というのは重要な事項、すなわち、それは説明の、すいません設工認の本文に記載すべきという考え方で我々、
0:15:57	設工認を作っております。その観点から要目表に、要目表ではですね主要な部材とかあと材料の寸法とか、材料自体の各記載をすることになってございますので、
0:16:10	そこに記載をできない観点から我々としては考えた結果基本設計方針に近い記載するというふうに整理したものでございます。
0:16:19	以上です。
0:16:23	はい。規制庁の岩野です。わかりました。節人にあつたので、それと整合をとるために今回入れたと、そういうことですね何かその設計的な。
0:16:34	観点があつたというよりも、設認既認可の設認と合わせたというそういう理解でよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	はい。協議会で結構です。ただし設認の本文に記載があるということはそれは設計上重要な事項であるということで我々認識してございますので、おそらくとも、
0:16:53	工認でも本文で記載すべきという考え方でございます。
0:16:58	以上です。
0:17:13	規制庁西内ですけども。
0:17:16	衛藤。
0:17:18	趣旨は理解を示しましたでちょっと教えて確認したいのがですね、施工人申請書の、例えば基本設計方針にはこういうことを書きますよ。
0:17:29	要目表には、要目表はもう別表2で書いてあるものを書きますよってだけだと思いますが、基本設計方針にどういう字事項をどういう考え方で記載するかって本土工認のときに、
0:17:39	補足説明資料として提出いただいているじゃないですか。
0:17:43	で、
0:17:44	その考え方に沿ってどうなのかっていう観点だけちょっと整理をしておいて欲しいんですけど。
0:17:49	要はちょっとすぐに私も手元にないのであれな記憶でちょっとしゃべるんですけど、私が例えば技術基準の要求事項っていうものについては網羅して記載をすとか、
0:18:01	あとは許可の本文とか店舗地に記載しているものの中から
0:18:05	ちょっとそこの考え方、本文事項が漏れなく各店発についてはちょっと基準適合性の関係で書くとかそういう、何らかの整理をされてたと思うんですけど、それに照らすと、ここの、
0:18:17	部分についてはどういう考え方になるのかっていうのはちょっと、明確に説明をいただきたくてですね。
0:18:23	単純に燃料体施工人の方に書いてたので書きましたっていうことだと、多分その基本設計方針他の部分の基本設計方針との考え方にそごが出てくるような気がするので、
0:18:33	全体の基本設計方針の考え方に即してどういう、
0:18:37	整理をしたのかという観点での説明は次回以降でも結構ですけど、していただければと思うんですけどよろしいですか。
0:18:49	関西電力の松井ですけども承知いたしました。
0:18:56	はい。規制庁の岩野です。それでは次回以降、次回以降説明をお願いします。続きまして基本と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:03	確認事項のナンバー2をお願いします。これも23条に係る基本設計方針のところ、技術基準規則の別記の規則解釈の別記-10の要求を満たせない部分はどこなのかというところとあと、
0:19:16	また美浜3号機、A型と比べてどうかっていうところ、実は3号機はどうなつと、どういう違いがあるのかというところを具体的に示してもらってもいいですか。それですいません。あわせてですけど。
0:19:29	また書きのところでどういう違いがあるかっていうところの説明もお願いします。
0:19:34	関西電力の松井ですけどもご説明させていただきます。今お開きですね概要説明資料を用い引き続き説明させていただこうと思います。
0:19:44	右肩7ページになります。
0:19:48	先ほど少し申しましたですねジルコニウム合金では、5万5000燃料の特有の記載というところで、中ほどですね、7ページの左の中ほどにジルコニウム号機燃料被覆材は始まる文書がございます。
0:20:04	で、こちらのうちですね、(3)の各元素の含有量の全重量に対する100分率の値は、JISの14752016。
0:20:15	に規定する値であることというのが記載されてございまして、そこには、そこに従わない。
0:20:22	場所がございます。
0:20:24	で、具体的な具体的なところを申しますと、
0:20:30	M3の燃料に使用する被覆材。
0:20:33	こちら
0:20:35	は医療の腐食に強い合金を使っていますけども、それがJISのですね、具体的に申します表の2の近く等、
0:20:44	相違がある。
0:20:45	例えば、三菱製の燃料でMBAという合金を使っているんですけども。
0:20:52	そこそちらには2億を添加していますんで、その2億について、その次数の、この規格には規定がないということ。
0:21:00	また、天下の化学成分の中のすぐ、
0:21:05	この規定機、JISにはですね規定値として上限下限の値が書かれていますけども、それがJISの規格通りではない。
0:21:15	ということがまず、
0:21:16	三菱製の改良合金比嘉については挙げられます。
0:21:21	さらに、三菱清野、芹澤ろうという動きもございまして、こちらもニオブを展開していますけども先ほど申しました規定がございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:32	さらにすぐ鉄、
0:21:34	についての規定値を、先ほど申しましたように実質通りではないということがございます。
0:21:41	で、さらにですね、B原子燃料工業製のB型燃料につきましても、改良合金としてNDAを用いておりますが、ニオブ。
0:21:53	も展開してますしさらにニッケルというのも、化学成分として展開してございます。
0:21:58	こちらも事実には規定のない金属成分となっております。
0:22:04	さらに、NDAの各成分である、すぐてつクロムの規定値については、平日通りではないものでございます。
0:22:16	今申しましたのが、M3における、技術金属解釈別記10の要求事項に従わないものでございます。
0:22:27	で、さらにですね、方との比較で言いますと、キー三、四のA型B型以外の基本設計方針は、美浜3号と同じ。
0:22:39	状況でございまして、
0:22:41	体裁については、満たさない部分とか従わない部分はございません。
0:22:48	説明としては以上でございます。
0:22:58	はい。規制庁の今野です。説明ありがとうございます。ナンバー2については承知いたしました。
0:23:03	続きましてナンバー3の方に移りたいと思います。これは申請書の要目表ですね、4、4目標についてこれについても、
0:23:13	幾つのパターンには出る分けられるのかっていうところと、あと記載の項目が違う数値は、多少違うところはあると思うので、数値ではなくって、記載の項目が違うにどういう違いがあるかというところで、幾つのパターンに分けられるかというところ。
0:23:28	まず説明をお願いしますそれからまた書きのところですけど、美浜3号系方との比べてどういう違いがあるのかということも、説明をお願いします。
0:23:37	はい。葛西電力の松井ですけどもご説明させていただきます。
0:23:41	まず結論から言いますと、パターンとしては5パターンございます。
0:23:47	で、考え方は、先ほど申しましたパターン、6パターンあると。
0:23:52	お伝えしましたけども、この6パターンの中でですね、原子燃料工業製の15型の、いわゆるTワンツーM3グループ。
0:24:05	ー5万5000燃料と、B型同じ原子燃料工業製の17型の岩木参与のグループ。
0:24:13	については、記載している項目は同じですので、そこが重複します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:20	したがいまして、6-1ということで、標目表の記載項目の違いとしては5パターン。
0:24:28	ございます。
0:24:29	ではM3を軸にして、M3A型と比べての違いというのをご説明させていただきます。
0:24:38	まず、M3A型で、型同士を比べたときには、
0:24:46	材料として、P三、四だけこうグレードという材料がないというのが一つ挙げられます。で、
0:24:55	これなんか個別にブレードというものを説明した方がよろしいでしょうか材料としてこれこの項目はないですよという説明でよろしいでしょうか。
0:25:07	実質的に要目表の保護と要の方向ですという説明は必要でしょうか。規制庁の今野です。今のところは説明は不要です。続けてお願いします。
0:25:18	ありがとうございます。
0:25:19	方同士で比べますと、小さい恩田家材料にグレードがございません。M3.1の汚染はございます。
0:25:28	またですね、534につきましては、中下部支持格子の主要寸法と材料が、4共助上下部、或いは材料が違いますので、上下部の支持格子等、中間部と分けて記載してございます。
0:25:44	逆にむさ定位置に効い参与については同じでございます。
0:25:49	さらに、スリーブという材料につきましても、上部防災4の上部のスリーブと中間部のスリーブに分けて記載してございます。
0:25:59	まず形の中の、今の違いについては、
0:26:04	お伝えした通りでございます。
0:26:07	AとB型、Bの違いについては、当然原子燃料工業性と三菱原子燃料工業製で、そもそも設計が違うというところに起因してですね。
0:26:18	要望書の記載項目には違いが出てきます。
0:26:23	例えば、B型であればカブプレナム。
0:26:26	があるのに対して、形はない。
0:26:29	そういったところの設計の違いに起因した要目表の記載項目が異なってくるというのがございます。
0:26:37	今、ございましたけども、Pの中の違いということで申しますと、三、四、
0:26:45	については、先ほどと同じなんですけども、中間部支持格子、
0:26:51	の支持格子の主要寸法、材料が中間支持格子と上下部支持格子で分けた記載となっております。
0:27:00	さらに、参与については、項目としてストップ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	という材料がございます。
0:27:08	以上、以上でございます。
0:27:31	はい。規制庁の岩野です。説明ありがとうございます。今、概要説明していただいて、承知いたしました。構造に違いがあるところで、それぞれありなしとか、いうところがあるということで承知しました。また
0:27:46	1、ナンバー10のところをお願いするんですけども、
0:27:50	表形式で、違うところを比較してくださいってことをまた後でお伝えしますので、その時に、違い、今説明いただいていた違いのところも表形式で、また次回ご回答をお願いします。
0:28:04	次のところに移ります。ナンバー4 個目の項目ですね。
0:28:10	四つめの項目のところ、この強度評価で使用した、解析コードなんですけども、認可済みの燃料体設計認可で用いたコードとバージョンを含めて、同じものを使っているのか。
0:28:22	ていうところを、すみませんまず説明していただけますでしょうか。
0:28:28	はい。関西電力のタジミです。質問にお答えいたします。
0:28:32	まずですね 1 今回の強度評価で使用している解析コードにつきましては、
0:28:38	A型、B型、ここにですね、すでに許可済みの燃料体設工認、燃料体設計認可、
0:28:45	用いているコードを使用しております、マンホールについても同じものとなっております。
0:28:51	以上です。
0:28:57	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。すべての新すべての申請で、すべてコードとバージョン、燃料が燃料体設計認可と。
0:29:07	全く同じですということで理解いたしました。続きましてまた書きのところなんですけども、美浜3号機の方のところ、方についてはですね。
0:29:17	強度評価のところ、暗室のバージョン6 っていうのを使っているんですね、私がすみません調べた限りだと、燃料体設計認可の中にANSIスっていう湾ことは説明されて、
0:29:30	なかったというふうに理解しているんですけど、そのところ、説明していただけますでしょうか。
0:29:38	はい。
0:29:39	ですね、すでに認可済みの燃料体設計認可においてもですね、シスのバージョン6.0 というものを使用しております。
0:29:50	こちらですね 9 節の方、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:52	の4ポツ2ポツ1のところですね、上部及び下部ノズル能力評価という方法があるんですけども、そちらの記載では、有限要素法にて最大応力を評価する。
0:30:05	と記載がございます。
0:30:08	そちらがですね、今回の設工認の記載では、有限をする、有限要素法にて最大応力をRCSコードを用いて評価する。
0:30:19	と、より丁寧に記載をしたものになっております。
0:30:23	ですので以前の設備の方では安心するっていうことは登場しないのですが、使っているコードへと行っている計算としても同様のものになっております。
0:30:35	以上です。
0:30:37	規制庁の岩野です。説明ありがとうございます。つか、9節に、藤節人の方でも使っていたけれども、申請書の中には書きあらわせていなかったと。
0:30:48	そういうことで理解しました。そうするとですね、例えば、今回その暗室の、
0:30:55	コードの妥当性とかっていうところは、今回その設認ではやってなかったけども今回新たに出てくるものとそういう理解になるのでしょうか。
0:31:12	関西電力の岡です。えっとですね答えはノーでして、案出いろんなところで使ってるコードで施設にも確かに申請書には載っていないんですが、これまで、
0:31:24	安心する、燃料体に限らずですけどいろんなところで使っているところでしたその他想定は説明済みの、右側、よくある構造です。
0:31:33	ですのであの当時も使っていて、確認いただいていますし、それと同じものを追っかけて相当認識しております。
0:31:42	以上です。
0:31:49	はい。規制庁の今野です。9節すいません設人の方には入っていないくてその督促その節人では説明していなかったというのはそれはそういう理解なんですよね。
0:32:01	設備急性設備の方では月でも説明していたんですかね。
0:32:08	関西電力の岡です。ですね正確なことを申しますと、設備はですねメーカーで申請した。
0:32:16	審査を受けたものなので、詳細は我々、正確にはわかっておりません。
0:32:24	ただですねと同じく我々これまでも、工認、
0:32:28	ご審査の中で、安心を使ってまして、その中では構造の妥当性というのは、ご説明しているものです。ですので、当然同じ構造ですのでそこは
0:32:39	渡船確認されたものであると我々認識しています。以上です。
0:33:02	はい、規制庁の岩野です。説明、関西電力の説明は期危機来お聞きしましたので、これについてはまた確認する事項ができましたら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:15	次回以降のヒアリングで、またお聞きしたいと思います。
0:33:18	この点についてはとりあえずここで終わりにしたいと思います。続きましてナンバー5のところですけど。
0:33:29	申請書に記載されている強度表、強度計算は今回改めて計算をしているのか、それとも背とせ燃料体設計認可、認可済みの線量体制計認可とで、
0:33:43	記載していたものを、と全く同じものを使っているのか。
0:33:48	それ、もし、もし違いがあるのであれば違いその違いのと違い、違うところについて説明してください。
0:33:56	関西電力の松井ですけども質問の回答に当たりまして資料の方共有させていただこうと思いますけどもよろしいでしょうか。
0:34:03	規制庁の岩野です。お願いします。
0:34:13	関西電力の松井です。今画面の方を共有しておりますけど、見えてございますでしょうか。
0:34:21	はい。規制庁の今野です。見えています。もう少し拡大できますでしょうか。
0:34:37	少し拡大させていただきましたけどもいかがでしょうか。
0:34:44	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます横の何ていうんですかね、ツールバーみたいなところで消したらもう少し大きくなったりします。
0:34:54	少々お待ちください。
0:35:08	すいません。いたしましたこちらで見えますでしょうか。
0:35:12	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。説明をお願いします。
0:35:18	相田関西電力タジミより説明いたします。
0:35:22	まずですね、燃料体、今回の計算を改めてしているのかということなんですけれども、今回、燃料体の設計系ものは、従来から変更ございませんので、
0:35:33	基本的には、すべて説人と同じ計算をしております。ただし、少々だけ違いがございます。違いのある箇所がございますので、そちらについて説明いたします。
0:35:44	まず、A型右方の共通の事項としてですね、法令改正により、地震による応力というものを除いた値で、今回を記載されています。
0:35:55	今お示しております。
0:35:58	資料、
0:35:59	ネットワークが保有しておるんですけども、こちらの信用力というものがあったも、高齢、
0:36:06	においては求められていたことがそちらの方力を記載してございます。
0:36:11	この間にですね、特急法のもとでは、当行に説明はそれぞれ、
0:36:18	載せて申請をしていたところですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:22	今回は設工認、電力が申請するというので、3に伴って記載の統一を図ったという箇所がございます。
0:36:31	まず、A型についてなんですけれども、
0:36:34	西暦振動による応力というあたりがですね、9節人等、旧公認では異なっております、
0:36:42	今回はその値について、工認のあたりでもって、統一してございます。
0:36:49	これはですね、工認の値は掲載の根拠に基づく数値であるのに対してですね。
0:36:55	設備では、さらに大きい値というものを使っておりました。
0:36:59	そのため、計算根拠ある工認の記載値に統一して、今回の設工認では、記載をしております。
0:37:09	続いてB型についてもですね2点記載追記をしている箇所がありますので、説明いたします。
0:37:18	まずですね、4つ2ポツ2章に記載の、集合体の疲労評価。
0:37:25	というものが追加されてございます。
0:37:30	もう1点、4ポツ3ポツ1章に記載の輸送及び取り扱い時、
0:37:36	のですね、横方向に6時荷重が作用した場合という応力評価というものも追記してございます。
0:37:44	この2点についてはですね。
0:37:46	これまでは、A型の設備には記載があり、B型の責任には記載がなかった箇所となっております。
0:37:54	そのため、今回は、A型燃料等の記載の統一の保管として、記載を追加しております。
0:38:03	この内容、記載内容自体についてはもともと評価というものは実施をしていたんですけれども、その評価値自体は非常に小さなので、強度計算上は、
0:38:13	問題を生じるような項目ではないということで、水田は記載をしていなかったものになっております。
0:38:20	説明は以上です。
0:38:28	はい。規制庁の岩野です。或いは説明ありがとうございます。
0:38:33	前のページのところを開いていただけますでしょうか。横の表のところ、横紙の表のところ、ページですかね。すみませんありがとうございます。これの応力を応力のところが、
0:38:50	説人と、公認で違ったので後任に合わせましたっていうところの説明をされてたところなんですけど、そうすると今回は以前使っていた。
0:39:02	燃料体設計認可の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:05	値から値よりも小さい値を今回使ってるってことでよかったんですけど、すみませんちょっとよく理解できてなかったかもしれないので、確認させていただけますと幸いです。
0:39:18	はい。関西電力のタジミです。今、ご質問でおっしゃられた通りですね、今回は、信用力を除かれておりますし、水理振動による応力というものも、3 計算値詳細な値っていうものを使っていますので、また全体としては小さなものになっております。
0:39:57	はい、わかりました。規制庁の岩野です。衛藤。
0:40:00	すみません私のところから、私からは、今この点について特に今のところ、各機器を聞きたいことはないんですけど他に何かありますでしょうか。
0:40:10	すみません規制庁西内ですけど、ちょっと最初にちゃんとお聞きするべきだったんですけどすみません。
0:40:18	まず大前提として、パワーポイントにも記載されてると思いますけど、今回物自体、燃料体のもの自体の設計は全くいじっていない節人を今まで取っていて実際に今発電所で現に使用しているものと全く同じであるっていうそこはまず問題ないわけですよ。
0:40:35	はい。関西電力の松井です。そのご理解で結構です。規制庁西内です了解しましたその上で今のちょっと説明だけちょっと確認したかったのは、大きく3 パターンに分かれるのかなと思ったんですけど。
0:40:48	要は設認燃料体設認の通り、今回も同じ記載になっているものはもちろんそれは電力としてしっかり内容を確認した上で、同じだって変更がなかったからそのまま記載をしているものっていう理解だと思うんですけどそれがまず1 パターンと。
0:41:03	あとは、
0:41:06	従前の体制、会計課においても、
0:41:11	いわゆるルールこっちの公認側、
0:41:13	燃料体に対しての耐震評価とかをしたわけですよ。だからそういう意味で
0:41:19	もともと説にも書いてあったうちの公認側にも書いてあった。
0:41:24	だけど、どっちを取るかっていうことでうちの公認が劣った部分。
0:41:28	その節人がじゃなくてうちの公認が引っ張ってきた部分っていうのが2 パターン目。
0:41:33	衛藤 3 パターン目として、
0:41:37	さっきちらっと説明があったと思うんですけど、A型とB型で比較をした時にちょっと若干記載項目に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:44	そごがあったところがあったというか、整合がとれていなかったのもそういうA型とB型の記載のそ整合性っていう観点で、
0:41:51	B型側に追記したんでしたっけそういった観点で追記したもの。
0:41:56	この3パターンが、
0:41:58	構成されている申請書と思えばいいですかね。
0:42:14	関西電力の松井ですけどそのご理解で結構です。
0:42:21	規制庁西内ですけど一応念のためですけど、
0:42:26	今の話ってちょっと共同評価に限らず申請書すべてそういう構成とっていいですかね。多少何ですかね、日本語的な表現とかを直したってところあるかもしれないですけど。
0:42:37	技術的な根拠、バックグラウンドとか含めた記載っていうのは、設人から持ってきたもの、設認工認、移設人にしか記載をしていなかった項目だったので説明員からそのまま持ってきたもの。
0:42:50	ていう人為当説人と工認両方に耐震みたいな形で記載していた項目でどちらを取るかっていうことで工認のものを記載したもってのがパターン2、あとはA型B型の整合性という観点で修正したものがパターン3。
0:43:04	多少日本語の表現の違いがあるかもしれないですけど申請書全体として
0:43:10	3パターンで構成されているものって理解をして大丈夫ですか。
0:43:16	はい。ご理解の通りで。はい。大丈夫です。ただ、ちょっと細かいこと言うんですけど、節人。
0:43:22	についてですね持ってくる設備について、溶接の認可時期って結構いろんな時期时期的に古かったり新しいかっていうのが、というのがございます。
0:43:32	そういったところがございますので、最新の認可済みの設備。
0:43:39	当社じゃないんですけども、その節人のコメントであったり、最新規制の反映というのは、
0:43:45	も踏まえて、
0:43:47	文章は、そんな定義をはとかそんな内容におり勉強することではないんですけどもそういったところは、
0:43:56	記載の充実といいますか最新説明記載を反映している、そういったところがございます。
0:44:01	規制庁西内です。理解しましたそういう意味で言うと、今まで僕が3パターン目って言ったA型とB型の整合性って言いましたけどそれも認可時期による記載の差なんですかね。
0:44:12	先ほど説明された項目を聞く限りA型とB型で何か

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:17	書き分ける必要性は特に感じなかったのですが、そもそも認可時期でこういう項目も充実した方がいいよねって思って追記したものなのかなあとちょっと資料したんですけど。
0:44:27	そうですねそのあたり、要は認可時期が結構まちまちなところがあるので今一番こう資金で、充実されたものをしっかりベースとして作っていると、そういう理解でございます。
0:44:38	規制庁西内です了解しました。先ほど岩野からあれ、これも比較表形式でお願いしまするんですよね。違うでしたっけ。
0:44:48	これはしないんですしたっけ。
0:44:51	五番は、
0:45:01	規制庁ニシウチですけど、ちょっと申請者全般に渡ってくるので
0:45:08	大部分が、設人から持ってきたものっていう理解なんですけど、そういう意味では、
0:45:17	要は、それに該当しない、残りの2パターンが少量なのかなと思いますけど、
0:45:24	工認側から取ってきているもの、あとは最新の記載というか、最新マークへの、
0:45:33	との整合性みたいな観点で記載をしたものっていうものがどういうものがあって、それはどういう整理で記載をしたのか。
0:45:41	ていうところをちょっと簡単に補足説明資料にまとめていただくことができますか。
0:46:02	それなりにボリュームがありそうですか。
0:46:05	ありそうであれば累計とかでも結構です。はい。
0:46:09	河西別府のオカですありがとうございます。今まさにおっしゃったような類型的なところでちょっと整理したいなと思っていてですね、というのは
0:46:20	明確に例えばその数字をそろえるだけ作りました。
0:46:26	であるとか、その人の部分を抜きましたとか、そういうところは類型化というかわかりやすく整理したいと思っているところです。一方で
0:46:37	記載のトーン合わせたっていうところで、その他、
0:46:41	その他大勢という分類になってしまうのかなあと考えていてですね。
0:46:46	一旦ちょっと我々がもうその類型化、わかりやすいと我々が思うちょっと類型化の形でお示しさせていただくことでよろしいでしょうか。
0:46:58	はいお願いした趣旨は今回の申請の全体像をちゃんと把握したいっていうのが趣旨ですので、ちょっとまずは
0:47:06	最初から何か細かい部分まで作りこまもちろん電力の中では、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:12	ここはこういう記載で整理してここはこういう記載ですね変更したとかっていうもちろんバックデータはあるはと思っているんですけど、最初からすべてを出していただかなくてまず概略全体像が見えるような形でちょっと説明をいただければなと思っています。
0:47:27	関西電力の岡です。承知しました。
0:47:30	はい。というのも何か我々の基本的な認識として、今回ってその節人が、三条改正の制度変更でなくなって、後任側に一元化したものだから設認でやっていた内容取り込むものっていう大前提があると思うんですよね。
0:47:45	基本的には設認と一致しているっていうのが基本的な頭だったんですけど、そういう観点でそこから外れる部分についてはどういう理由で外しているのかという理由で、
0:47:56	記載を充実したのかっていうところは正確に把握をしたいというところですね。
0:48:04	若干整理力のマツイですけど承知いたしました。なので西井さんおっしゃったような3パターンの後のその横同じ記者以下の持ってきてない従前の体系からこう人が持ってきたりっていうなんか残りの2パターン。
0:48:18	について少しご説明させていただくようなイメージでよろしいでしょうか。
0:48:24	はい。規制庁西内です。まずはその形でいいのかなと思います。
0:48:28	ちょっとその上でもう1回念のため確認なんですけど、さっき燃料体自体の設計は変えてないんですよねっていうことを確認したと思うんですけど、それに伴う、
0:48:40	具体的な解析とか、そういったこと。
0:48:44	等も何も、従前やっていたものから変えていないって理解をしてよかったんですよね。
0:48:49	設認工認でどちらでやっていたかっていうのはちょっと置いといて、今までとにかくその電力メーカーでやっていた解析。
0:48:57	から変更しているものではないって思っていますかね。
0:49:03	はい、関西電力の松井ですけれども、そのご理解で結構です。
0:49:07	よくわかりましただから後は、申請書の組み立て方を、一元化された関係でどう組み立てましたというところの話かなと思ったのでちょっと今の解析の部分とかも含めて、
0:49:19	どっちから持ってきましたとかっていうのが明確にわかるようにまとめていただければと思います。よろしくお願いします。
0:49:27	はい。関西電力の松江承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:30	はい。規制庁の岩野です。ではそれでは資料の方よろしく申し上げます。続きましてナンバー6 なんですけれども、クラタとB型の申請内容の違いっていうところで、
0:49:40	これまでに説明してもらった内容。
0:49:44	以外で、なおかつ構造とか材料とか使用したコード以外のところで何か追加で値、違いを説明する、する必要があり、あるようなところがあれば、すみません説明をお願いします。
0:50:00	葛西電力の松井でございますけれども、
0:50:04	違いはございませんというのが、A2 回答になります。ナンバー6 でナンバー7 もすみません橋場さんの、すみません、さっき言いますけど、違いはないということが答えになります。以上です。
0:50:19	はい。規制庁の岩野です。承知しました。ナンバー7 についても承知いたしました。
0:50:24	続きましてナンバー8 なんですけれども。そうですね。申請書に記載されている耐熱性であるとか耐放射線性であるとか、そういった説明についても、
0:50:36	認可済みの燃料体設計認可と全く同じ内容を記載しているというふうに理解してよろしいでしょうか。
0:50:42	もし違いがあるのであれば同じようにですけど美浜3号機の方を例に説明した上で、違いというところをちょっと説明をお願いします。
0:50:52	高崎電力の松井でございます。ご説明させていただきますけれども先ほど少しお話があったかと思うんですけども、全く同じ内容を記載してるかっていう視点で考えると、
0:51:06	それはですね先ほど申しましたように、当社が申請者となることから、両メーカーの記載。
0:51:12	今、書き方の違いというのは、統一を図ってございます。
0:51:16	で、具体的にこの退任生体放射線性の説明書で、どういったところを、合わせた統一したかっていうと、例えばB型の設備型、原子燃料工業製では性能ごとに、各部材、例えばタイ、
0:51:31	大日程の説明というので、その中に二酸化ウランであったり、部材を書いてました。
0:51:36	ただ、それをですね、形は逆に部材があって、部材の中に耐熱生体放射線という性能は不要な形になっていたところを、もう記載を統一して、形のような入り方も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:49	部材の中に性能が期待される庄野組み立てですかね、そういったところは統一した記載としてますし、あとは先ほど少し申しましたように認可時期の関係で、一番新しい。
0:52:03	認可、認可された機械設備の認可を反映というも行ってますので、そういったところについては、記載を、
0:52:12	統一という観点で、
0:52:16	今回の設工認では期待していると、そういった状況になります。
0:52:23	以上でございます。
0:52:25	規制庁の岩野です。ありがとうございます。まず1個目に説明してもらったところについては、以前と説明は変わってなくて構成だけが変わりましたよと。
0:52:35	そういう理解をしました。で、二つ目に話させていただいたところについては、えっとですね、すみません先ほど強度評価のところでもニシウチの方から、類型化して示してもらえませんかというところをお願いしてたんですけども。
0:52:49	その節、
0:52:53	説明、すみません。説明を出てくる資料2には、燃料体の耐熱性とかっていうところも含めて、どういうところに類型化して違いがあるかっていうところも、次回以降の資料で出てくると思ってよろしいですか。
0:53:12	関西電力の松井ですけども、先ほどの、あと西内さんからの質問とそういったところも含めたご趣旨かなと思いましたので、今回の申請書全般においてどういった組み立てをしているか。
0:53:24	というのをご説明させていただくことを考えております。はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。それではそのようにお願いいたします。
0:53:33	電力の松井です。承知いたしました。
0:53:37	はい、ありがとうございます。規制庁の今野です。続きましてナンバー9なんですけども。
0:53:43	基本設計方針の、ジルコニウム合金の被覆材のところかにはですね、いくつか日本JIS規格を引用しているところが、
0:53:55	あるんですけども、適用基準及び規格ってところを見るとJIS規格が含まれていないんですね。で、どういう理由で含まれていないのかどういうものか。
0:54:05	どういう理由で含まれていないのかっていうところと、あと、同意。そうですね。どういうものを適用基準に入れて、適用基準規格に変えて、
0:54:16	そうじゃないもの、そうですね、適用基準にか書くものと書かないところの判断基準みたいなのがあれば、それを交えてちょっと説明していただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:29	関西電力の松井ですけどもご説明させていただきます。
0:54:33	まず、ご指摘の次数の 14751 の 2016 等の規格について、含まれていないと、理由はというのですね。
0:54:43	まずですね我々の認識においては、原子炉本体の適用基準適用規格には、いわゆる技術基準規則の解釈を記載してございます。
0:54:54	で、技術基準規則の解釈には、この日本産業規格の 14751 が含まれてございますので、
0:55:04	基本設計方針に記載の、いわゆる、
0:55:08	リース院長 751 は、
0:55:10	含まれてると。
0:55:12	いわゆる適用基準近くに含まれてると考えております。
0:55:16	で、先ほどおっしゃったような、各課管内の整理としましては、我々
0:55:25	各基準としてはやはりそういった基準規格の上流に当たるものを適用基準規格に記載して、
0:55:32	おるところで、ただ、
0:55:36	いろんな規格に基づいて、我々設計をしているというところがありますのでそういったところは、その上流の基準っていうのも踏まえて、我々で適切な基準近くを選定しているというところで、
0:55:50	整理としては上流側の、
0:55:53	的基準規格については、書くと、その下にぶら下がるには我々必要な基本の方針に抱えている、必要な、
0:56:04	基準。
0:56:05	やっぱり企画については、特に期待しないと、そういった整理をしてございます。
0:56:15	以上でございます。はい。規制庁の岩野です。すみません。幾つかお聞きしたいんですけどまず一つ目に、そうすると
0:56:23	ここに書いてある 1-4751 っていうのは、申請書の中に入っていると、そういうことですねすみませんそうするとですね、説申請書のページ番号、美浜の 3 号機の方の、
0:56:36	申請書でどこに書いてあるかって今、答えていただくことは可能ですか。
0:56:44	はい。少々お待ちください。ちょっとページ確認します。
0:57:14	すみません私いたしました関西電力の松井でございます。具体的なページで言いますと、F、
0:57:22	A型のM3。
0:57:24	-AとMたの-

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:27	労務Lower刷り2-1-8の敵1と。
0:57:31	いうところをお開きください。
0:57:43	すいません。すいませんちょっと少々お待ちください。
0:57:47	はい。
0:57:50	はい。すいません今開きました。
0:57:52	ありがとうございます。こちらですね(2)の適用基準及び適用規格と書いてあるところの第2章の個別項目に、
0:58:00	変更後のところの上から二つ目のポツに、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈。
0:58:10	そういうものを書いてございまして、ここにそのJISの規格が含まれてると。
0:58:18	こちら認識してございます。
0:58:39	清町の今野です。少々お待ちください。
0:59:01	はい。規制庁の岩野です。説明については承知しました。新基準の数、申請の時から、そういう整理で、書かれていたということで、一応、よろしいですよ。念のために確認させてください。
0:59:16	はい。その通りでご理解で結構です。
0:59:19	はい。
0:59:21	規制庁の岩野です。承知しました。
0:59:23	新規、新基準の申請の時に、申請書の書き方っていうのは、整理されていて先ほどニシウチの方も、それと整合してるんですよっていうところは別の質問のところへ、
0:59:35	確認させていただいてたんですけど、私の方でその説明書の方確認させていただいて、基準規格っていうところの書き方が、それに沿ってるよねっていうところはちょっと別途確認させて。
0:59:47	三田。これから審査の中でちょっと確認させていただきたいと思っています。これについては、私の方からは以上です。
0:59:56	他に何かございますでしょうか。規制庁こちら、事務規制庁事務局赤田からの方からは、特に何もないと。
1:00:04	はい、承知しました。それでは前、とりあえずこちらの方で、
1:00:10	お聞きしたかったことは、
1:00:14	以上です。
1:00:16	ですね、
1:00:19	すいません、衛藤今。一応、ちょっと今後の進め方っていうところで、共通理解が取れてるかすいません。すいませんちょっともう1個残ってましたNo.10のところをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:30	これは今答えていただけなくても結構で、次回以降で、資料を提出していただきたいというものなんですけど、No. 123 であと 5 番も今回追加されて、
1:00:41	678 の回答については比較表形式で、美浜を基本として比較表形式で、違いがあるところをまとめ、まとめた資料を、次回ご提出をお願いします。
1:00:54	これですね、例えば大飯の 34 で同じであれば、大飯の 34 で同じですって言って一つまとめにしてもらってもいいので、全部 14 申請ずらっと並べなくてもいいと、そういう趣旨で、
1:01:06	あともう一つはですね、
1:01:09	その比較表の中に基準で対応するよう、基準の対応箇所も可能であれば、参考として、この基準のここに対応するものですっていうのを、
1:01:20	入れていただけますとちょっとこちらの理解を図っているので、すみません、基準の対応箇所についても参考として入れてください。
1:01:28	すみません 10 番について、関西電力の方からコメント等あればお願いします。
1:01:35	赤瀬連絡の松井でございますけども、
1:01:39	ご依頼といいますか承知いたしますけどもあの際最後申された基準の対応箇所を明示いただきたいっていうのがすみません少しよくわからなかったので、
1:01:51	補足いただけると助かります。
1:01:54	はい。規制庁の岩野です。例えばですねナンバー1 のところが多分わかりやすいと思うが、ナンバー2 とかのところわかりやすいと思うんですけどナンバー2 のところで別記中に寄れないところと言われるところと、ヨンパチ 44 万 8000 についてはすべてよれて、
1:02:11	5 万 5000 については全部やれないっていうところがあると思うんですけど、それについて基準の基準の規則解釈のところの別記中の、この項目が寄れないっていうところを参考で、別記中の
1:02:26	よれないところを横につけといてもらえるようなイメージなんですけどすみませんちょっと説明がつかなくて申し訳ないんですけど。
1:02:35	いかがでしょうか。
1:02:42	関西の方でちょっと、少し考えさせられちゃう。少しだけ待ってください。すみません。
1:02:50	はい。規制庁の今野です。承知しました。
1:03:42	どうぞ。
1:03:42	関西電力の宇野でございます。すみません岩野さんもう一度確認させてください今おっしゃられたナンバー2 の話は、少しちょっと基準の記載という点では、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:55	わかる感じがします。それらのどの部分が違うか、満たせない部分っていうか、従わない部分はどうかっていうのを比較した形にして、
1:04:05	それが整備基準の子こですっていうのを基準と
1:04:12	何て言うかね、並べて書くっていうのは何となくイメージ湧くんですけども、それ以外のご質問の例えば、その前後の1とか3についても、何かこう、
1:04:23	違う部分について基準委員みたいなお話しだとちょっと、その基準みたいなのは、合わない気がするんですけども。
1:04:33	ちょっとすいません。そこら辺、
1:04:36	企業の小加来というところをどのようにとらえたらいいかな、もう少し教えていただければと思います。
1:04:45	はい。規制庁の今野です。
1:04:47	もし、やっぱそうですね。
1:04:53	全く該当するようないところがないところであれば別に書いていただかなくても、結構です。あのさ、我々、基準に対して、
1:05:04	適合してるかっていうところを見ているので、基準に関するところがやっぱり、ここここで違いがあるっていうところがあると、しっかりその部分にどういう違いがあって、
1:05:14	どっち、どっちも満たしているかっていうところをしっかり確認しなきゃいけないので、あくまで参考として、基準のどの項目に対応するかっていうところを、横目で見ながら確認したかったっていうそういうことなんですね。
1:05:28	なので、
1:05:30	もし記載の辺違があると、基準にはそこは全く関係ない場所ですということであれば何も空欄で結構です。関係するところだけ埋めていただければと思います。
1:05:42	すいませんいかがでしょうか。
1:05:59	関西電力の松井ですけども、すみません
1:06:02	確認のため確認させてください。我々
1:06:06	土岐基準はすべて、
1:06:09	満たしてるというか、
1:06:11	満たしてると考えてまして、ただ、その中でもこのナンバー2に記載の各成分の、この基本設計方針の中のその(3)の配布整合のところだけ、その基準に従わないところが、
1:06:23	あるという認識なんです。なので、むしろこいつだけがイレギュラー。
1:06:28	なあ。
1:06:30	ものナンバー2のナンバー2のみがイレギュラーなものでございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:35	そういったところですのでこれこれの説明、ナンバー2でご説明さしていただいたところですのでなのかなと思ってます。北海道としてしか比較はございますけどもその基準の適合で満たさないと、満たされる従わないってのはあくまでもナンバー2の化学成分のところのみとなりますので、
1:06:54	それ以外と言いますかね、については、満たしているというか、従ってますので、
1:07:00	ナンバー2のご回答がすべてかなと考えております。
1:07:03	けどもいかがでしょうか。はい。規制庁の今田です。そそういうことであればそれで承知しました基準のところについてはでは書かなくても結構です。
1:07:12	はい。
1:07:13	関西電力のマツイありがとうございます。
1:07:19	規制庁西内ですけど、ちょっと今の話に関連してなんですけど、概要説明資料の、
1:07:29	基本設計方針の説明も7ページ、5で、
1:07:35	されてると思うんですけど。
1:07:39	そういう意味でちょっと比較形式というかする時には、いわゆる何か背使用部分だけじゃなくて、この、
1:07:50	年齢、1.1燃料体っていうものの前に、そもその燃料体の考え方、基本設計方針が書かれていますよね。ちょっとそこからまず記載はいただきたくて。
1:08:01	何でかっていうと、さっき今野が言ったと思うんですけど、結局、
1:08:07	今回設工認の審査なわけなので設工認の23条の炉心等にどう適用するかっていう観点で我々審査をする必要があると。
1:08:16	そういう意味で言うと、そもそもまず基本設計方針としてその1項に適合っていうものをどういう構成で書きかえたものなのか。
1:08:25	要は
1:08:29	具体的に言うと23条の1個で物理的性質化学的性質をたん、満たすっていうものがあると思うんですけど、それはまず1.1個の燃料体の1個前の段落で書いてますよね。
1:08:41	まずそこで、そういう基本設計方針を変えていると。
1:08:44	その上で、この1.1燃料体っていう項目はそことどういう関係があるのか、要はそれを具体的に達成するものとして具体、詳細な内容を書いているものなのか。
1:08:55	それともそことは関係ない別の、要は許可で約束した個別事項だとか、もしくはにこう適合の観点で書いているものなのかとかそういう関係をちょっと整理をいただきたいなと思っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:05	そういう意味でちょっと備考欄のところにはそういうところの考え方は基本設計方針の構成。
1:09:10	の考え方。
1:09:12	ていうのはちょっと記載をいただきたいなと思ったんですけどいかがでしょうか。イメージ置きますかね。
1:09:23	関西電力の岡です。ありがとうございます。イメージはわかったコアをはかりたつもりでして、あってるかどうか念のため
1:09:34	申し上げたいんですけども、一段落ごとにここは 23 条の 1 項には該当する、ここは 2 項に該当するところです。
1:09:43	残りの別記 10 の裏返しのところはそれを補足するところ、すなわち今までだつて設計変わってないところなので、
1:09:51	追加要求があつて何かという話ではなくてですね、備中というところが具体的に書かれたので、そこを、
1:09:59	の部分が、基本設計方針にも、具体的に書きましたと、そういった整理を、
1:10:06	すればよろしいかと思ってるんですけど、いかがでしょうか。
1:10:14	規制庁西内ですそういうイメージで結構で
1:10:19	あと、具体的に言っておく等あれですね 23 条 1 項 2 号と別記 10 の関係性は、そもそも基準に書いてることなので、我々ももちろん理解してるつもりなので、
1:10:31	そこを丁寧にというよりは、
1:10:35	今おっしゃっていただいたようなそもそもこの 1.1 燃料体の前の段落と、この 1.1 燃料体っていう段落の関係性とかですね。
1:10:45	あとは、ちょっと前の質問、やりとりの中であったと思いますけど。
1:10:51	例えば別記中に書いてないような具体的な仕様まで書いているところがあったと思うんですよ。そういうところは、そう、物理的性質確定式性質の内数として書いているのか、もしくは 2 項の
1:11:04	別要求の関係として書いているのか、それとも全く別の、例えば耐震要求とかそういうものの中で書いているのか。
1:11:11	ていうところを、そういう、別記中から外れるところについては明確に整理をいただきたいなと思っています。
1:11:19	承知しました関西電力の岡です。
1:11:24	今西内さんおっしゃったように冒頭にご指摘いただいた部分と今ご指摘いただいた部分は同じところなのかなと思ってまして。
1:11:34	冒頭でおっしゃれば、作成要領に基づいて作っているのですか、というところはまさに答えはイエスなんですけれども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:45	条文に対してそれをどういふふうにご展開していくかというところ。
1:11:51	例えばヘリウム活用であるとか、何か数字が新たに書いてあるように見えるところは、別記 10 のところでそういう記載があるので、その部分を数字を入れているという。
1:12:04	ところになりますので、何か別のところの、
1:12:07	要求候補。
1:12:09	登録に入れているというわけではなくてですね。あくまで技術基準の規則なり、基準の記載。
1:12:18	に従った、
1:12:20	形にしているというのが我々の、
1:12:22	主でございます従ってそういった整理を行ったんですね。ちょっとこちらで準備してまたご説明したいと思います。以上です。
1:12:32	はい規制庁西内ですよろしくお願ひします。ちょっと今お願ひしたような事項の部分は特に申請書とか概要書読む限りだとこちらではちょっと理解。
1:12:42	ちょっと理解しかねる部分もあったのでちょっと明確に説明をお願ひしたいというものです。
1:12:51	その整理の中でもうちょっと明確にお願ひをしたいのは、何かやっぱりあれなんですよね。衛藤。
1:12:59	基本設計法方針に何かこのスペック的なものをどこまで書くのかなっていうところはすごい
1:13:06	何て言うんですかね、端的に言うと若干違和感を感じたっていうのが率直なところでして、要は、
1:13:11	燃料体設人をそのまま持ってきてるっていう考え方わかるんですけど、基本設計方針に何かこういう仕様のものをどこまで書くんだらうなっていうところの、ちょっと考えかたっていうのはもう
1:13:23	先ほどお伝えしたもののなかでの整理なのであれば、そういうのをちょっとわかるように書いていただければと思いますし、
1:13:32	先ほどお伝えしたような整理とは違う観点でちょっと書いたんですっていうことであればそこら辺もわかるようにはい、お願ひできればと思いますよろしくお願ひします。
1:13:43	関西電力の岡です承知しましたちょっとどこまでご意向に沿えるかあれですけどもちょっと我々の考えるところで整理したいと思います。基本設計方針の数字が書いてあるというのはですね過去の、
1:13:57	昨年の審査の中で、本文に書けないのかというご指摘もあってですねそこで、何とか要目表には書けないものを、であればここに書き、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:08	書くことでどうかとそういったご審査をいただいた中で、今の整理になっている部分でもありますので、ちょっと我々が今考えているところを一旦こう、
1:14:20	整理してお示したいと思います。以上です。
1:14:27	はい。規制庁の今野です。すいませんそれでは資料の方、そのように進めていただけますと幸いです。
1:14:34	最後になりますけれどもちょっと今後の進め方というところでちょっと共通理解がえられるかっていうところを最後確認させていただきますと幸いです。
1:14:44	こちらとしましてはですね、まず基本設計方、本文記載事項である、基本設計方針と要目表っていうところを、各審査各申請でどういう違いがあるかっていうところを、
1:14:56	確認してから、本文事項のところをしっかりと確認して、まとめると、それをまず第、第1にというかまずそこにしっかりと力を注ぎたいと思ってます。
1:15:08	続いて、次に、その次に、その本文記載事項に関連するものとして添付資料と補足説明資料ってのが出てきますけれども、そういう内容をそろえるような順番で、
1:15:21	確認をして、この審査っていうのを進めていこうかなと思っています。関西電力の方で、何か。
1:15:30	考えてることとか、違うと思う点とかそういうところがあればお願いします。
1:15:46	関西電力の松井ですけどもこちらは特にございません。
1:15:52	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。それでは今言ったような確認を進める上で比較表とかっていうところが大切になってきますので、資料の方、準備をお願いいたします。
1:16:02	そうですね。すいません。ここまでで、すみません関さん、スケジュールに入る前のところなんですけどこれまでのところで、何かあればお願いします。
1:16:16	追悼の席で特にありません。
1:16:19	はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。それでは、関西電力すみません鈴木さんの方、何かございますでしょうか。
1:16:28	はい。
1:16:29	今から、
1:16:34	はい。すいません。スズキの方も何もないということでした。それでは関西電力の方で、資料の提示、次回の資料の提出の時期とかめどとかがあれば、回答お願いします。
1:16:55	赤瀬電力の松井ですけども、資料の右の提出につきましては1週間。
1:17:02	以内にご回答させていただく形を考えてますけどもよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:07	はい。規制庁の岩根です。承知いたしました。ではそのようなスケジュールでお願いをいたします。はい。最後に、
1:17:17	すいませんスケジュールに関して関さんから何かございますでしょうか。
1:17:23	はい。規制庁の関です。本件は、後、
1:17:27	手続きとしては設認の焼き直しということですので、基本的には、よっぽどな論点がない限りはこういう形で進めさせていただきたいと考えてます。
1:17:38	で、あとはちょっと今回、蘇武室井で、
1:17:44	各社年核燃料体のバリエーションを出していただいたところあるので、そこところちょっと鉄を鉄ですけど1度、比較をきちんとしていただいて、
1:17:55	再度、適切な記載はどうかの、どうあるべきなのかなってところは、
1:18:01	整理させていただきたいと思っておりますそれをやったとしても、希望の心さあ、
1:18:09	終了時期に関してはそんなに、
1:18:14	それやったとしても希望いただいている時期に影響すると私自身は考えてないので、そういう形で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願います。私からは以上です。
1:18:28	はい。規制庁の今野です。関西電力におかれては何かあればコメントをお願いします。
1:18:34	セーリング位ですけども。
1:18:38	すみませんありがとうございます。こちらもそれに沿うような形で資料の方式で作成し提出させていただきたいと思えます。
1:18:46	スケジュール感については今おっしゃったような形で進めさせていただければなと思ってまして、一応概要説明資料のですね、一番最後のページ。
1:18:59	少しご覧いただけますかね。
1:19:04	はい。規制庁の岩根です。こちらの方は準備はできています。
1:19:08	ありがとうございます。関さんの方準備できてますでしょうか。
1:19:15	井関ですどうぞ。
1:19:17	ありがとうございます。4月認可という希望をすみません持っておりまして、それまでにですね、ちょっとヒアリング、最初のヒアリングがちょっと1ヶ月ほど遅れたということもありますけども。
1:19:28	次回ヒアリング、そして次の、あと2回ぐらいにヒアリングを持ってですね、確認の方、こちらの資料で進めてご意見の方いただきたいなと思っているところでございます。
1:19:41	以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:43	はい。規制庁の関です。ちょっとヒアリングの回数は別として2規模の時期は私も承知してますのでまずはそれに従ってちゃんとはまるように、やはり私たちも、
1:19:55	やるべきことをやりたいと考えてす。以上です。
1:20:01	笠井李マツイです。ありがとうございます。承知いたしました。
1:20:05	規制庁の岩野です。それでは最後に返す関西電力全体どうせ何かあればお願いします。なければもうこれでヒアリングは終わりたいと思います。
1:20:18	悪化勢力のマツイですけども特にございません。
1:20:22	はい、ありがとうございます。規制庁の今野です。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:20:29	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。